

## 優良 P T A 神奈川県教育委員会表彰要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県教育委員会表彰規則（昭和 24 年神奈川県教育委員会規則第 12 号）第 6 条の規定に基づき、P T A 本来の目的及び性格に照らし、優良な実績を上げている P T A の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

### (表彰候補者の推薦基準)

第2条 組織、運営及び活動について、次に掲げる要件を満たす団体であること。

#### (1) 組織・運営

- ア 適切な組織が構成され、参加しやすい環境づくりや効果的な運営が行われていること。
- イ 会員それぞれの状況等に配慮しながら、幅広く意見聴取を行うなど会員の総意を十分反映した運営が行われていること。
- ウ 保護者と教職員との協力が円滑に行われていること。
- エ 予算・経理が適切であること。
- オ 地域の諸機関・団体との連携・協力が図られていること。
- カ 組織運営に関する適切な情報公開及び活動に関する活発な広報が行われていること。

#### (2) 活動

- ア 地域住民等と協働して行う「地域学校協働活動」（学校支援活動、放課後や休業日等における教育・体験活動、学校外における教育・体験活動、その他地域の住民・団体等と協働して行う諸活動。文部科学省が実施している補助事業によって実施する活動かどうかは問わない。）が活発に行われていること。
- イ 学校教育、家庭教育、社会教育に関する学習活動その他の会員相互の学びに関する諸活動が活発に行われていること。
- ウ 児童・生徒等の生活指導に関する活動が活発に行われていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する P T A は表彰の候補者となることができない。

- (1) 表彰の期日において発足した日から 3 年を経過していない P T A。
- (2) 同年度の優良 P T A 文部科学大臣表彰に推薦される P T A。

### (推薦)

第3条 神奈川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、別表の左欄に掲げる者に対して、同表の右欄に掲げる P T A の表彰候補 P T A の推薦を求めることができる。

2 前項の推薦は、優良 P T A 神奈川県教育委員会表彰表彰候補 P T A 推薦書（別紙様式 1）に、表彰候補 P T A 調査票（別紙様式 2 及び別紙様式 3）及び関係書類を添えて提出させるものとする。

### (自薦)

第4条 別表の右欄に該当しない公立学校の P T A については自薦を認める。

2 前項の自薦における提出書類については、前条第 2 項を準用する。

### (被表彰 P T A の選考)

第5条 教育長は、前条により推薦された P T A 及び第 4 条の自薦による P T A の中から表彰を行う P T A を決定する。

2 被表彰 P T A の決定に当たっては、優良 P T A 表彰候補団体選考委員会の意見を徴するものとする。

(表彰)

第6条 表彰は、表彰状を授与して行う。

2 前項の場合において、記念品を贈ることができる。

(選考・決定の取消)

第7条 被表彰候補団体から虚偽申請等があった場合は、選考・決定を取り消すことができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

- 附 則 1 この要綱は、平成 14 年 4 月 9 日から施行する。  
2 優良 P T A 神奈川県教育委員会表彰要綱（平成 7 年 6 月 27 日制定）は、廃止する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 15 年 3 月 27 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 22 年 2 月 5 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 26 年 1 月 14 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 27 年 1 月 26 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 28 年 1 月 18 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 28 年 7 月 27 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 30 年 1 月 31 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、令和 3 年 1 月 25 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

別 表 (第3条関係)

推薦者	推薦対象 P T A
横浜市教育委員会教育長	横浜市立の小・中学校・高等学校及び義務教育学校の P T A
川崎市教育委員会教育長	川崎市立の小・中学校及び高等学校の P T A
相模原市教育委員会教育長	相模原市立の幼稚園・認定こども園・小・中学校及び義務教育学校の P T A
横須賀市教育委員会教育長	横須賀市立の幼稚園・認定こども園・小・中学校及び高等学校の P T A

神奈川県教育委員会教育局各教育事務所長	管轄区域内の公立の幼稚園・認定こども園・小・中学校の P T A
神奈川県立高等学校 P T A 連合会会長	左記の団体に所属する県立の高等学校及び中等教育学校の P T A
神奈川県特別支援学校知的障害教育校 P T A 連合会会長	左記の団体に所属する特別支援学校の P T A
神奈川県特別支援学校肢体不自由教育校 P T A 連合会会長	左記の団体に所属する特別支援学校の P T A
神奈川県聾学校 P T A 連合会会長	左記の団体に所属する特別支援学校の P T A
神奈川県盲学校 P T A 連合会会長	左記の団体に所属する特別支援学校の P T A
横浜国立大学教育学部長	横浜国立大学教育学部附属小・中学校の P T A